

働く人の健康を考える

# ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

## 目次

### ◆ 年頭のご挨拶

友和クリニック 宇土 博

### ◆ 石綿二審も「国に責任」

大阪・泉南 救済範囲を拡大

### ◆ F氏の脳波所見についての追加意見書

2014年1月11日

友和クリニック 医師 宇土 博

### ◆ 編集後記

2014年 1月28日

## 第224号

## 広島労働安全衛生センター

# 年頭のご挨拶

友和クリニック 宇土 博

新しい年を迎えて、会員の皆様に年頭のご挨拶を申し上げます。昨年は、新しいセンター事務所を拠点に、3年目のセンター活動を行ってまいりました。その中で、アスベスト塵肺の胸水貯留での労災認定や、重量物作業における腱板断裂の認定が得られました。このように、センターは地道な活動を展開してきており、今年度はさらに躍進の年にしたいと思っています。

昨年度は、12月7日に安倍内閣による強行採決により秘密保護法案が成立しました。衆議院国家安全保障特別委員会は、11月25日に福島で「特定秘密の保護に関する法律案」について公聴会を開催しましたが、陳述者全員が法案に反対し、浪江町の馬場有（たもつ）町長は、福島原発事故では、情報が的確に公開されず、避難に生かせなかった教訓から、秘密の保護ではなく情報公開が大切だと訴え法案に反対を表明しました。しかし、安倍内閣は、福島の公聴会の意見を全く無視して、審議を打ち切り、多くの国民の懸念を無視して11月26日に衆議院で採決を強行しました。この法案は、特定秘密の範囲があいまいであり、その範囲が拡大解釈され、国民の知る権利を封じ込める懸念があります。広島でも、法案反対の集会に1000人以上の人が集まり、国民の強い懸念を顕しています。

また、昨年は、アベノミクスという、インフレ経済政策が強引に推進され、株価は上がりましたが、これは外資による株高であり、いつひきあげるか分からない不安定なものです。そして急激な円安により、一部輸出企業は潤いましたが。輸入物価が高騰し、ガソリンや食料などの高騰を招いており、一部大手企業を除いて国民の生活は苦しさを増しています。このアベノミクス政策は、日銀の大量の国債購入により成り立っているもので、国の借金を増やして行う、実態のない経済政策で、いつ破綻するかも知れない危ういものです。我々は、このような政策に惑わされることなく、働く人を大事にする実体経済を強化する政策を政府に求めるべきです。今年度は、4月1日から消費税が8%にアップし、2015年10月より10%のアップが予定されており、国民の生活は厳しさを増してきます。

昨年来のこのような大企業寄りの政策による更に福祉対策の切り捨てや憲法改悪の動きなどが現実のものになってきています。私たちは、このような厳しい状況にもあきらめず、働く人の生活が大切にされ、危険な原発のない豊かな社会を望んでおり、今後も政治の動きに注目する必要があります。

新しい年を迎えて、希望を持ち、より一層の働く人の命と健康を守る活動を継続する所存です。会員の皆様の広島労働安全衛生センターへの変わらぬご支援をよろしく願います。最後に会員の皆様のご多幸をお祈りして新年のご挨拶といたします。

2014年元旦

# 石綿二審も「国に責任」

## 大阪・泉南 救済範囲を拡大

12月25日、大阪・泉南のアスベスト（石綿）健康被害をめぐる集団訴訟の第2陣の控訴審判決が、大阪高裁であった。山下郁夫裁判長は1審に続き国の規制の不備を認め、石綿関連工場の元従業員ら被害者33人のうち31人に計3億4千万円を支払うよう国に命じた。

判決の内容は、粉じん濃度規制の義務づけが遅すぎたことを初めて国の責任と認めるなど救済範囲を拡大。国の不作為は「著しく合理性を欠き違法」結論づけた画期的な判決と云える。

石綿をめぐるのは、他の地域でも元従業員らが訴訟を起こしているが、厚生労働省によると「高裁レベルで国の責任を認める判決は初めて」と述べている。

判決はまず、粉じんを吸うことで石綿肺が発症する医学的知見が確立したのは旧労働省の調査研究（1958年3月）だったと指摘。従来の司法判断より1年早めた。そのうえで、71年まで石綿粉じんを除去する排気装置の設置を罰則付きで義務づけなかったのは「著しく合理性を欠く」と国の怠慢を著しく非難している。

さらに工場内の石綿粉じんの濃度規制について、88年まで学会の勧告値に従わなかった。マスクの使用や石綿の病気に関わる安全教育の実施を95年まで工場主に義務づけなかったことも国の規制

の不備で違法だとする判断を示している。これにより、1審・大阪地裁が71年までとした国の「責任期間」は58～95年と大幅に拡大され、多数の労働者が救済対象となった。

国の賠償責任の割合についても1審の「3分の1」から「2分の1」に引き上げ、賠償総額は1審の約1億8千万円から増額した。

一方、死後20年以上たってから提訴した被害者2人の遺族に対しては、損害賠償の請求権が消える20年（除斥期間）が経過しているとして、1審に続き賠償責任はないとしている。

**石綿二審も「国に責任」**  
大阪・泉南 救済範囲を拡大

大阪・泉南のアスベスト（石綿）健康被害をめぐる集団訴訟の第2陣の控訴審判決が25日、大阪高裁であった。山下郁夫裁判長は1審に続き国の規制の不備を認め、石綿関連工場の元従業員ら被害者33人のうち31人に計3億4千万円を支払うよう国に命じた。

判決の内容は、粉じん濃度規制の義務づけが遅すぎたことを初めて国の責任と認めるなど救済範囲を拡大。国の不作為は「著しく合理性を欠き違法」結論づけた画期的な判決と云える。

石綿をめぐるのは、他の地域でも元従業員らが訴訟を起こしているが、厚生労働省によると「高裁レベルで国の責任を認める判決は初めて」と述べている。

判決はまず、粉じんを吸うことで石綿肺が発症する医学的知見が確立したのは旧労働省の調査研究（1958年3月）だったと指摘。従来の司法判断より1年早めた。そのうえで、71年まで石綿粉じんを除去する排気装置の設置を罰則付きで義務づけなかったのは「著しく合理性を欠く」と国の怠慢を著しく非難している。

さらに工場内の石綿粉じんの濃度規制について、88年まで学会の勧告値に従わなかった。マスクの使用や石綿の病気に関わる安全教育の実施を95年まで工場主に義務づけなかったことも国の規制の不備で違法だとする判断を示している。これにより、1審・大阪地裁が71年までとした国の「責任期間」は58～95年と大幅に拡大され、多数の労働者が救済対象となった。

国の賠償責任の割合についても1審の「3分の1」から「2分の1」に引き上げ、賠償総額は1審の約1億8千万円から増額した。

一方、死後20年以上たってから提訴した被害者2人の遺族に対しては、損害賠償の請求権が消える20年（除斥期間）が経過しているとして、1審に続き賠償責任はないとしている。

# F 氏の脳波所見についての追加工見書

2014年1月11日

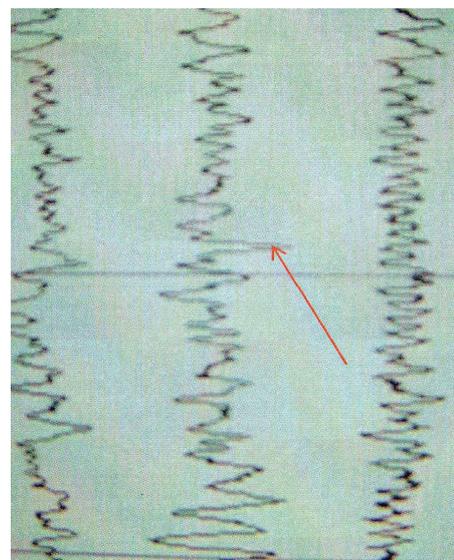
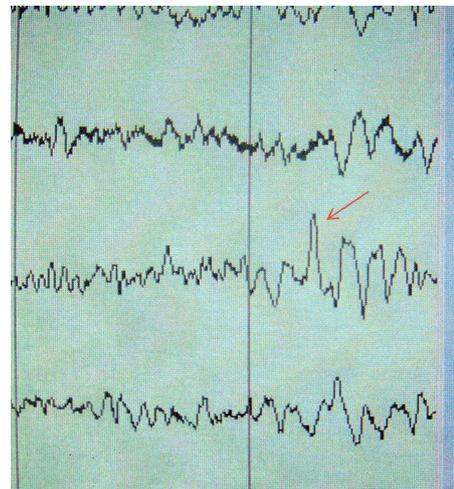
友和クリニック 医師 宇土 博

2013年2月5日の友和クリニックに於ける、F 氏の BPTI の脳波において、C3 領域を中心に、棘波および鋭派を複数認める。P3 領域にも、これに同期する棘波、鋭波が認められる。棘波は、皮質または深部のニューロン群が過同期放電した時に出現する 80ms (1/12 秒) 以下の幅で背景波から突き出した先鋭な波である。<sup>1)</sup> 鋭波は、皮質または深部のニューロン群の放電の同期が悪い時に幅が 80-200ms (1/12~1/5 秒) の波として認められる。棘波は、てんかんと最も関連が深い脳波とされている。<sup>1)</sup> また、脳波の電位マッピングでは C3 ~P3 にかけて繰り返し最高電位が出現する。C3 は、左の脳の中心溝付近を示し、P3 は、左頭頂葉中央部を示している。これらの所見から、C3 ~P3 の領域にてんかん焦点が存在し、左頭頂葉てんかんを示唆する所見と考えられる。

左中心溝付近から左頭頂葉中央部にかけての脳波の異常所見は、F 氏の左頭頂部の外傷に一致した所見であり、頭部外傷と関連した「てんかん」を示す所見と考えられる。再審査で O 医師は、広島市民病院での脳波で、棘波が認められないとして、てんかんではないと業務外の意見を述べているが、脳波は、その日の状況により左右されるものであり、繰り返し脳波を測定して判断されるべきで、2 回の脳波のみで判断するのは誤りである。

文献によれば、頭頂葉てんかんは、頻度が最も少ないてんかん症候群で、発作症状は、おもにしびれ、痛みなどの知覚症状を示す。<sup>3)</sup> また別の文献では、頭頂葉てんかんでは、最も頻度の高いのは、感覚性ジャクソン発作である。感覚性ジャクソン発作では、蟻走感やちかちか感などの異常感覚が多いがマーチの途中で冷感や熱感、拍動感などが組み合わされることも稀ではない。一側身体の痛みが主訴となることもある。脳波所見としては、中心・頭頂部の棘波・鋭波を示すとされている。<sup>4)~6)</sup>

F 氏の主訴を見ると、頭部外傷後に、発熱、体中が痛くなる。右大腿部の電撃痛がときどき走る様になる。



左右の裏が痺れる。味覚異常、舌がびりびりする。幻覚症状を訴えている。これらは、感覚異常を主とする頭頂葉てんかんの特徴と一致する症状と考えられる。再審査では 0 医師は、意識混濁はあるが、けいれん発作を起こしていないことを、外傷性てんかんを否定する理由として挙げているが、頭頂葉てんかんでは、頭頂葉が感覚野のため、けいれん発作の発生は他の脳部位に比して最も少ないことが指摘されている。<sup>2)</sup>

<sup>3)</sup> そのため、けいれん発作がないことをもって、てんかんではないとする判断は誤りである。頭頂葉てんかんにおける感覚性発作を考慮していないため、誤った見解と考える。

友和クリニックでの脳波結果は、F 氏の傷病は、頭部外傷に伴う外傷性てんかんで「頭頂葉てんかん」であることを強く示している。従って、不服審査における、脳波異常がないとした意見は誤りであり、F 氏のてんかんは、労災として認めるべきだと思料します。

以上、追加意見書です。

F 氏の再審査会審理は 1 月 21 日 15 時 30 分より広島労働局でテレビでの審理がおわれた。請求人は体調不良で欠席せざるを得なかった。審理は代理人が宇土医師の意見書を説明するとともに、最後に 4 点にわたって口頭での補強意見を以下の通り述べた。

- 1, 広島市民病院での脳波検査に異常は認められなかったことは認めるが、常日頃、F 氏が訴えている発熱、体中が痛くなる、右大腿部に電撃痛が時々走る、左足の裏が痺れる、味覚異常、舌がびりびりする、幻覚様症状は頭部外傷性によるてんかんであることを市民病院の医師は認めている。この事実は審査会自らが提出している「事件プリント」の中にもはっきりと述べられている。
- 2, 病気にも軽度から重度まであるように、F 氏のてんかんは、意識を失いけいれんを引き起こすと云った重度ではなく、軽度のてんかんと認識している。だからといって無視していいというものではない。私たちはあくまでも労災として主張している。
- 3, 審査段階での MRI 機種について問いただしたい。私たちは「0.5 以下テスラであれば微小出血は映らない」と主張してきたが、局医の沖田医師は「関係ない」の一言で否定している。医師であれば医学的、科学的根拠を示して否定すべきである。到底納得できるものではない。再度、調査し裁決書に見解を述べてもらいたい。
- 4, 監督署の段階で不支給決定がされた際、愁訴（シュウソ）という言葉が使用されていたが、てんかんという病名で医学的根拠をめぐって争っている中で、愁訴という言葉は根拠を示す言葉ではない。行政として使用すべき言葉ではないと考えるが、見解を述べてもらいたい。

## 編集後記

1月23日、私たち安全センターの顧問でもある松坂知恒市議員（南区選出）の「新春の集い」がワークピア（旧 労働会館）で開催された。

センターからも山廣事務局長をはじめ、鷺見、中村事務局員と会計監査の担当している頼さんの計4人が参加した。

「新春の集い」は、例年の通り後援会長の挨拶にはじまり、段原町内会、医師会、広島連合労組と続き、最後にご本人が今年にかける決意を述べられた。決意の中では「民主党に対する世間の評判はあまり良くないが、私自身はこれまで通り信念を曲げず、正義を貫き、社会的弱者の立場で何事も主張していく」と述べられた。その一方で、来年は「統一地方選挙」の年でもあり、その前哨戦としてこの1年は重要な年でもあることを主張された。そして乾杯の音頭は高校の同級生がされ「新春の集い」が2時間にわたって行われた。

松坂議員にはセンターの主催する行事には、欠かさず快く出席され感謝しています。本年も労災での協力や、広島市との行政交渉、地域住民の問題で共に協力し合い活動していくことをお願い申し上げます。

翌日の24日には通常国会が開催されました。今年は戦後の日本史を画する重要な年になることが予想されます。消費増税はもちろんのこと安倍政権が最も重視している「集団的自衛権の行使」その先にある「憲法改正」が政治日程に掲げられます。また、去年のくりに可決・成立した「特定秘密保護法」について世論は納得していません。

通常国会が召集される1週間前には沖縄名護市で市長選挙が開票され、辺野古への普天間基地移転に反対している稲峰市長が当選された。それに続いて東京都知事選が24日に告示された。争点は安倍政権が原発推進を掲げる政策に異を唱え、立候補した細川氏や宇都宮氏がどこまで反原発票を取ることができるのか。その結果次第では大きく国政に影響を与えることになる。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことのできる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

◆ 会費（月）

◆ 個人 1口 400円

団体 1口 2000円

〔尚、会費は本誌購読料を含みます〕

ホーム・ページはこちら

[hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp](mailto:hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp)

<http://www.10.ocn.jp/^hicenter/>